

議案第27号

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月22日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
(沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号を削る。

第4条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条の次に次の3条を加える。

(使用料)

第4条の2 センターを使用する者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第4条の3 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第4条の4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第6条各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第12条、第13条第1項及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

第6条第3号中「から第5号まで」を「及び第4号」に改める。

第12条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第13条及び第14条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第15条を次のように改める。

(利用料金)

第15条 市長は、第5条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合においては、センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させる。

2 前項の場合においては、第4条の2の規定にかかわらず、センターを使用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、第4条の2の規定による使用料の額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

- 4 指定管理者は、規則で定める場合その他市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 沼田市保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「会議室201、会議室301、会議室302、会議室303、会議室304、会議室305」を「会議室、和室」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条の2関係）

区 分	午前	午後	夜間
会議室101	990円	1,320円	1,320円
会議室102	1,320円	1,760円	1,760円
会議室103	1,320円	1,760円	1,760円
会議室104	990円	1,320円	1,320円
会議室201	990円	1,320円	1,320円
機能訓練運動実習室	2,640円	3,520円	3,520円
会議室301	990円	1,320円	1,320円
会議室302	990円	1,320円	1,320円

会議室 303	1,320円	1,760円	1,760円
会議室 304	1,320円	1,760円	1,760円
会議室 305	1,320円	1,760円	1,760円
会議室 306	1,320円	1,760円	1,760円
和室 1	990円	1,320円	1,320円
和室 2	990円	1,320円	1,320円
栄養指導調理実習室	3,300円	4,400円	4,400円
多目的ホール	5,500円	6,600円	7,700円

備考

- 1 午前とは、午前9時から正午までを、午後とは、午後1時から午後5時までを、夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 前項の区分による時間に満たない場合にあっても、使用料は割引しない。
- 3 入場料（会費、会場整理費その他名称のいかんにかかわらず、催物1回について入場者が支払う対価をいう。）を徴収して使用するとき この表に定める使用料の2倍の額
- 4 市民等（市内に在住し、在勤し、又は在学する者並びに市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）以外の者が使用するとき この表に定める使用料の2倍の額
- 5 前2項のいずれにも該当するとき この表に定める使用料の3倍の額
- 6 使用料の算定において、10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。